

公立大学法人会津大学が保有する公文書の開示等に関する規則

平成24年8月1日規則第2号

改正 2018年4月1日規則第2号

改正 2023年4月1日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）が保有する公文書の開示等について、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項本文又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 条例第11条第1項本文の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第2号)
- 二 条例第11条第1項本文の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書一部開示決定通知書(様式第3号)
- 三 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定(条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの開示をしない旨の決定を含む。) 公文書不開示決定通知書(様式第4号)

(公文書開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(公文書開示決定等期間特例適用通知書)

第5条 条例第13条の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例適用通知書(様式第6号)により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 開示請求に係る公文書に記録されているその第三者に関する情報の内容
 - 三 意見書の提出先及び提出期限
- 2 条例第15条第1項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書(様式第8号)又は口頭により行うものとする。
- 3 条例第15条第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。
- 4 条例第15条第3項(条例第21条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、公文書の開示に係る通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公文書の開示)

第8条 条例第16条第1項の規定による公文書(公文書を複製した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 理事長は、公文書の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 公文書の写しの交付の部数は、公文書一件名につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 条例第16条第2項の理事長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器(開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。)により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複製した物の交付
- 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複製した物の交付

(費用負担)

第10条 条例第18条第1項の理事長が定める額は、別表第一のとおりとする。

- 2 条例第18条第2項(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の理事長が定める額は、別表第二のとおりとする。
- 3 条例第18条(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)に規定する費用は、前納とする。

(審査会諮問通知書)

第11条 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書(第10号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別表第一(第10条関係)

区分	金額
一 複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付	一枚につき三十円
三 一及び二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二(第10条関係)

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力しものの交付(二に該当するものカラー複写機を除く。)	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 CD-R(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写した物の交付	一枚につき七十円
四 DVD-R(日本産業規格X六二四一に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写した物の交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は公文書を複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

公立大学法人会津大学理事長

(郵便番号)
請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)
連絡先
(電話番号)

福島県情報公開条例第 5 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公 文 書 の 件 名 又 は 内 容	
求 め る 開 示 の 方 法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担 当 課	
開 示 決 定期 限	年 月 日
備 考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いてください。

様式第2号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当課	電話番号() -
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として(訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は、理事長となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

様式第3号(第3条関係)

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知
します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
開示しない部分	
開示しない根拠 規定及びその理由	
担 当 課	電話番号() -
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として(訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は、理事長となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の件名 又は内容	
開示しない根拠 規定及びその理由	
担当課(所)	電話番号() -
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として(訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は、理事長となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号(第4条関係)

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知しま
す。

公文書の件名 又は内容	
福島県情報公開条例第12条第1項 の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号() -

様式第6号(第5条関係)

公文書開示決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第13条の規定を適用することとしたので通知します。

公文書の件名 又は内容	
福島県情報公開 条例第12条第1項の 規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る 公文書のうちの 相当部分につき 開示決定等をす る期間及び当該 期間内に開示 決定等をする部分	
福島県情報公開 条例第13条を 適用する理由	
残りの公文書に ついて開示決定 等をする期限	年 月 日
担 当 課	電話番号() ー

様式第7号(第6条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開
条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書の件名 又 は 内 容	
移送をした実施 機関の担当課	電話番号() -
移送を受けた 実 施 機 関	
移送を受けた実施 機関の担当課(所)	電話番号() -
移送をした理由	

備考

- 1 この開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当課(所)にお問い合わせください。

様式第8号(第7条関係)

(その1)

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



に関する情報が記録された公文書について、福島県情報公開条例に基づく開示の請求がありました。

については、同条例第15条第1項の規定により、当該公文書の開示決定等について意見書を提出することができることとしたので通知します。

公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
に関する 情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	電話番号() -
備考	

(その2)

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



に関する情報が記録された公文書について、福島県情報公開条例に基づく開示の請求がありました。

については、同条例第15条第2項の規定により、当該公文書の開示決定等について意見書を提出することができるので通知します。

公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
福島県情報公開条例第15条第2項の規定を適用する理由	
に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
担当課	電話番号() -
備考	

様式第9号(第7条関係)

公文書の開示に係る通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



に関する情報が記録された公文書の開示の請求について、福島県情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書を開示することを決定したので、同条第15条第3項(第21条)の規定により通知します。

公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示されるに関する情報に関する内容	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話番号() -

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人会津大学理事長に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人会津大学を被告として(訴訟において公立大学法人会津大学を代表する者は、理事長となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第10号(第11条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人会津大学理事長



年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立てについて、福島県情報公開条例第19条第1項の規定により福島県情報公開審査会に諮問したので、同条例第20条の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課	電話番号() -
備考	